解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日存続期間の満了によって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月六日

東京都港区浜松町一丁目二五番一〇号

財団法人亜細亜技術協力会

清算人　金　海　坤

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二十六日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月六日

奈良県北葛城郡河合町池部一丁目一番一号

河合町土地開発公社

代表清算人　岡井　康徳

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日付高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月六日

高知県長岡郡本山町本山五〇四番地

本山町土地開発公社

代表清算人　大石　格馬

配当公告

北海道石狩市花川南七条四丁目三七五番地一

破産者　株式会社緑地建工

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十五年（フ）第六八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二九〇、四六四、一三九円

一、配当をすることができる金額

金三三、六九一、四四〇円

平成二十六年二月六日

札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一

K2ビル六階　破産管財人　吉川　武昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市駒生町一二六九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　阿部　享

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

栃木県宇都宮市松原一丁目一番九号

相続財産管理人　田島二三夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城市大字結城一七二四番地、最後の住所栃木県栃木市大平町富田一六六五番地　栄仁会大平下病院内

被相続人　亡　水川　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

栃木県栃木市大平町榎本七四八番地一

相続財産管理人　司法書士　井木澤節子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市芝樋ノ爪一丁目一〇〇八番地、最後の住所埼玉県川口市中青木三丁目九番二―五一五号青木町ハイツ二号棟

被相続人　亡　菅　勝保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六シーノ大宮ノースウィング一四階B

アーク法律事務所

相続財産管理人　石川　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区新橋四丁目二六番地一、最後の住所千葉県船橋市山野町一六六番地一ファミール第二西船橋五〇五号

被相続人　亡　藤野　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横溝　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市中国分四丁目一九番、最後の住所千葉県市川市中国分四丁目一九番六号

被相続人　亡　沼野　秀光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

千葉県船橋市前原西二丁目一三番一三号大塚ビル五階　牧野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山下富佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東金町八丁目二五番、最後の住所東京都葛飾区東金町四丁目一二番一二号

被相続人　亡　宮田　重雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西多摩郡日の出町大字大久野五八〇〇番地、最後の住所東京都羽村市栄町二丁目六番地四グリーン東京二一一二

被相続人　亡　川上　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上野毛二丁目一〇四番地、最後の住所東京都杉並区永福一丁目七番七九号黒田方　被相続人　亡　小木田喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

事務所東京都千代田区紀尾井町三―一二紀尾井町ビル八階八〇二B号室弁護士法人一番町綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神﨑　浩昭

第17期決算公告

平成26年2月6日

東京都千代田区神田神保町三丁目2番地3

環境テクノサービス株式会社

代表取締役　渡邊　寛

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	256,913
	固定資産	118,164
	合計	375,077
負債及び純資産の部	流動負債	89,370
	固定負債	26,947
	株主資本	258,759
	資本金	160,000
	利益剰余金	98,759
	利益準備金	10,400
	その他利益剰余金	88,359
	（うち当期純利益）	(38,226)
	合計	375,077

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し減少額のうち一千百四十万円を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十六年二月六日

東京都千代田区神田神保町三丁目二番地三

環境テクノサービス株式会社

代表取締役　渡邊　寛